

伊豆市緊急放送設備整備工事
設計業務仕様書

令和7年1月
静岡県伊豆市

目 次

第1章 総則	1
1 目的	
2 計画概要	
3 関連法規等	
4 諸手続き	
5 受託の条件	
6 諸事項	
第2章 検討仕様	3
1 設備概要	
2 設計条件	
3 検討内容	
4 実施設計の基本条件	
5 整備計画書の作成	
6 東海総合通信局協議資料作成	
7 東海総合通信局協議	
8 報告書作成	

伊豆市緊急放送設備整備工事設計業務 仕様書

第1章 総則

1. 目的

本仕様書は、伊豆市（以下「甲」という。）が設置する災害情報等の伝達手段の一つとして、構築する緊急放送の運営に必要な設備の構築及び、既設機器との連携機能を持った設備の構築を行うために必要な設計業務を行う。

2. 計画概要

緊急放送設備整備工事の計画規模を次に示す。

- (1) 演奏所((仮称)危機管理センター)工事 1 式
- (2) 親局送信所工事（富士見平） 1 式
- (3) 中継局設備(天城湯ヶ島・中伊豆地区) 1 式
- (4) 伝送路工事(無線・有線・予備) 1 式
- (5) その他 1 式
- (6) 本項目第1号～第5号に定める計画規模については、提案及び契約協議により決定する。

3. 関連法規等

本業務の実施に当たり、本仕様書に定めるほか、次の関連法規に従って行うものとする。

- (1) 電波法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (2) 総合通信局免許方針及び電波法関係審査基準
- (3) 放送法、同報施行令、同報関連規則及び告示
- (4) 電気通信事業法、同法関連規則及び告示
- (5) 有線電気通信法、同法関連規則及び告示
- (6) 建築基準法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (7) 電気設備に関する技術基準
- (8) 建設業法及び同法関係規則
- (9) 労働安全衛生法及び同法関係規則
- (10) 伊豆市の定める条例・規則
- (11) 伊豆市地域防災計画
- (12) その他、本業務の実施にあたり必要な関連法規

4. 諸手続き

関係官庁等へ提出する書類作成等を行うにあたり、受注者は、甲と必要事項を打ち合わせの上、進めること。協議内容は、すべて「協議記録」として保存すること。

また、委託業務を実施するにあたり、手続きの必要な地域、施設、建物等に立ち入る必要がある場合は、事前に甲と協議の上、所定の手続きを行うこと。

5. 受託の条件

本業務には、東海総合通信局との必要な折衝全てを含むこと。

6. 諸事項

- (1) 受注者は、本業務に係る諸々の業務の着手にあたっては、甲と設計方針及び設計内容等について協議を行い、甲の承諾を得た上で実施するものとし、受注者の一方的な解釈で業務を実施してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行期間において甲の監督職員との連絡を密にしなければならない。
- (3) 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、現地調査等にあたり、手続きの必要な地域、施設、建物等に立ち入る必要がある場合には、甲の了解の下に受注者にて行うものとする。
- (5) 受注者は、本業務の遂行に伴い官公庁等に関する手続き及び協議が必要となった場合は、適宜、発注者の承諾を得た上で手続きを行うものとする。
- (6) 管理技術者を配置すること。管理技術者は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。また、無線従事者の役割を遂行するため、第二級陸上無線技術士相当以上の資格を有すること。
- (7) 本業務は契約書に定めるもののほか、伊豆市業務委託契約約款によるものとする。ただし、設計及び施工一体の特殊な契約であることから、支払いや前払い、保証契約等に関する事項については、伊豆市建設工事請負契約約款によるものとし、その他必要に応じて甲と受注者で協議して定めるものとする。

第2章 検討仕様

1. 設備概要

伊豆市における現状の設備概要は、下記の通りである。

- (1) 演奏所 1箇所
- (2) 親局 1局
- (3) 中継局 3局
- (4) 防災ラジオ 5,600台（推定）

2. 設計条件

本業務の検討にあたっては下記の事項に留意すること。

- (1) 施設整備の目的を十分把握し確実に災害情報等の伝送が行えること。
- (2) 運用体制を十分把握し、全体システム構成、整備工程、手法を構築すること。
- (3) 現状の放送設備の機器構成について調査するとともに、甲が提示する条件を基に、各種機能・仕様を決定する。
- (4) 放送設備・施設の維持管理について、保守に掛かる費用、バッテリー等定期的な機器交換に掛かる費用及び各機器の耐用年数を考慮した検討、算出を行う。
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）又は景観法（平成16年法律第110号）等に基づき指定された区域内に緊急放送設備機器を設置する場合は、指定された色彩等に行うこと。

3. 検討内容

本業務で検討する内容は下記の通りとし、必要に応じ甲と協議により、関連事項の検討を実施するものとする。

(1) 計画準備

本業務検討にあたり業務計画を立案すること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程
- エ 業務組織計画
- オ 打合せ計画
- カ 成果品の内容及び必要部数
- キ 主な図書及び基準
- ク 連絡体制
- ケ その他必要な事項

(2) 現地調査

親局送信所(富士見平)、中継局(土肥・天城湯ヶ島・中伊豆地区)の既設設置状況確認のため、現地の設備状況を確認する。既設設備について十分調査を行い、再利用確認を実施し、再利用の可否について検討し、甲と協議を行った上で再利用について決定すること。

(3) 設置場所調査

ア 演奏所((仮称)危機管理センター)設置場所調査

- (ア) 演奏所設備及び電源装置等の機器設置場所の選定及び配線、配管等その他必要事項について調査すること。
- (イ) スタジオ系機器はAPS、SWSで構成されたシステム及び、無音検出装置、法定同時録音装置等により構成すること。
- (ウ) 送信系設備については、演奏所から親局送信所間は160MHz帯 64QAM方式のデジタル無線によって通信すること。

イ 親局設備設置場所調査(富士見平)

- (ア) 既設親局設備及び電源装置等の機器設置場所の選定及び空中線柱の配線・配管等その他必要事項について調査すること。
- (イ) 非常用電源装置は48H以上電源供給が可能な無停電仕様とする。
- (ウ) 無線通信改修に伴いアンテナを新設するため、必要により電波伝搬調査を実施すること。
- (エ) 伝送路断となった場合に備えて、I-WAN及びVPN回線に切り替わって放送を無停波で放送継続できること。
- (オ) 伝送路を経由して受信した音声信号を、送信設備にて同期のとれた放送波として送信できること。

ウ 中継局設備設置場所調査(土肥・天城湯ヶ島・中伊豆地区)

- (ア) 既設親局設備及び電源装置等の機器設置場所の選定及び空中線柱の配線・配管等その他必要事項について調査すること。
- (イ) 通信回線はI-WAN回線を主とし、バックアップとしてVPN回線にて放送継続できるようにすること。
- (ウ) 伝送路を経由して受信した音声信号を、送信設備にて同期のとれた放送波として送信できること。
- (エ) 中継局(土肥地区)においては、既設機器を再利用するものとし、演奏所((仮称)危機管理センター)との接続、試験等を実施すること。

エ 受信環境改善調査(難聴地域も含む)

- (ア) 既存の送信機・出力等を調査し、現在の放送区域を調査すること。
- (イ) (ア)の調査結果に基づき受信環境が改善できる仕様とすること。

4. 実施設計の基本条件

- (1) 災害時に臨時災害放送局として運用できるよう親局設備の送信機は最大電力100W出力できる機器を設置すること。
- (2) 放送事業者の主任無線従事者が遠隔で放送設備の管理・監視を常時行える仕様とすること。
- (3) 中継局(天城湯ヶ島・中伊豆地区)は将来的に第2送信機を増設接続可能な仕様とすること。
- (4) 放送設備・機器は長期の使用に耐える構造であり、日常の保守点検が容易に行え、且つ人体に危険を及ぼすことのないよう安全であり、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (5) 構成する各機器は、地震・暴風雨等、異常気象下においても良好に動作すること。
- (6) 設備機器や材料は公に発行されている出版物の価格を標準とするが記載のないものは、各品目ごとに見積りを徴収すること。

(7) 労務費は静岡県で定められた最新の単価を採用すること。

5. 整備計画書作成

実施設計結果を踏まえ、整備計画内容、整備計画工程、概算事業費などを整備計画書としてとりまとめること。

6. 総務省東海総合通信局協議資料作成

電波伝搬調査結果等を整理し、設備諸元、システム構成図などをまとめ、総務省東海総合通信局協議のための開設計画書を作成すること。

7. 総務省東海総合通信局協議

整備に関して計画した設備諸元について、総務省東海総合通信局と協議を実施するため、甲に同行し協議が円滑に進むよう支援すること。

8. 報告書作成

実施設計の結果を、編集可能なオリジナル電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R 等）により2部、紙媒体として A4 版ファイル綴じで2部作成し、提出すること。